4 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を 行うとともに、委員間で活発な議論を行った。

その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況 に対する意見として、以下のとおり合意した。

(1) 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立 法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った 事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、 これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第 102条の16第1項に基づく勧告³¹を行うものとする。

1 情報保全体制関係

- (1) 各行政機関においては、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が生じたことを重く受け止め、特定秘密の管理者等をはじめとする取扱者に対し、本事案から得られた教訓を踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、保護措置について適切に実施されているか改めて確認すること。
- (2) 各行政機関において、機微な情報を取り扱う立場にある者が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規範を設けることを検討すること。
- (3) 各行政機関は、口頭による特定秘密の漏えいがあった場合にも、情報の特定や立証が十分可能となるよう、特定秘密指定書の記述を明確化するとともに、事実究明等のための証跡管理の強化に努めるなど、口頭漏えいに対する情報保全措置の在り方について検討すること。
- 2 特定秘密に係る重大事案が生じた場合の対応
 - (1) 各行政機関は、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、厳格な保護措置の下で特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑み、当該事実及び経緯を早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底すること。

³¹ 国会法第 102 条の 16 第 1 項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、 行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告を することができる」こととされている。

(2) 漏えい等の重大事案や不適切な管理事案が発生した行政機関は、その原因と講じた再発防止策について、制度を所管する内閣情報調査室を通じて他の行政機関と共有すること。

3 適性評価関係

- (1) 各行政機関において、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が特定 秘密の取扱い業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて確認し、必要 に応じて適宜適切な見直しを行うこと。
- (2) 日常的に情報収集・分析活動に従事する、いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員に対し、実際に特定秘密を取り扱うことになった場合に対応できるよう、あらかじめ適宜適切に適性評価を行うこと。
- (3) 適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関は、下請企業を含めたサプライチェーンの実情及び各事業者の情報保全体制の把握に努めるとともに、厳格に適性評価を実施し特定秘密の管理に万全を期すこと。
- (4) 各行政機関及び制度を所管する内閣情報調査室は、適性評価の実効性の 観点から、評価水準の妥当性について改めて確認すること。

4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、運用基準の趣旨に沿って、各行政機関で生じた不適切事案を確実に把握し、適宜、必要な措置を実施すること。

5 審査会への対応関係

各行政機関及び独立公文書管理監においては、これまで審査会意見等で不明瞭な説明や資料提示の在り方について繰り返し改善を求めてきたことを重く受け止め、改めて真摯に検討を行い、説明者も十分な準備をした上で審査会に臨むこと。